

平成31年4月16日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

# 議案

番号	件 名	主 管 課
1	2019年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について	義 務 教 育 課

議案第1号

2019年度山口県教科用図書選定審議会に対する諮問について

このことについて、別紙のとおり諮問する。

平成31年（2019年）4月16日

山口県教育委員会

平 3 1 教 義 第 8 8 号

平成31年(2019年)4月16日

山口県教科用図書選定審議会長 様

山口県教育委員会

教科用図書の採択の基準及び選定に必要な資料について(諮問)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を問います。  
については、5月20日(月)までに答申願います。

記

- 1 義務教育諸学校における2020年度(令和2年度)使用教科用図書の採択の基準について
- 2 採択関係者に提示する2020年度(令和2年度)使用教科用図書の選定に必要な資料について

## 諮 問 事 項

### 1 義務教育諸学校における2020年度（令和2年度）使用教科用図書の採択の基準について

義務教育諸学校の教科用図書の採択権者は、県教育委員会の指導、助言又は援助によって採択することになるので、これらの採択に関する事務が適正かつ円滑に行われるために、県教育委員会は、次の事項に関し一般的な基準を示す必要がある。

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書（一般図書を除く。）の採択について
- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）の採択について
- (3) 教科用図書の採択に当たり特に留意すべき事項について

### 2 採択関係者に提示する2020年度（令和2年度）使用教科用図書の選定に必要な資料について

- (1) 今年度は、小学校の各教科及び中学校の「特別の教科 道徳」以外の各教科の教科用図書について採択が行われる年であることから、諸種の角度から総合的に研究調査し、その特徴等を簡潔に叙述した「選定資料」を作成しなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- ① 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について
- ② ①の各観点における研究調査の結果について

- (2) 一般図書（特別支援学校・学級用）は、文部科学省から示されている「平成32年（新元号2年）度用一般図書一覧」に掲載された図書及び平成30年度に山口県で多く採択された図書のうち、近年研究調査されていないものの一部を対象に調査する。

対象とした一般図書について、諸種の角度から総合的に研究調査し、その特徴等を簡潔に叙述した「選定資料」を作成しなければならない。

したがって、次の事項について明らかにする必要がある。

- ① 「選定資料」に掲載する一般図書及びその内容による分野について
- ② 「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について
- ③ ②の各観点における研究調査の結果について

## 義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

### 1 義務教育諸学校で 사용되는教科用図書の種類

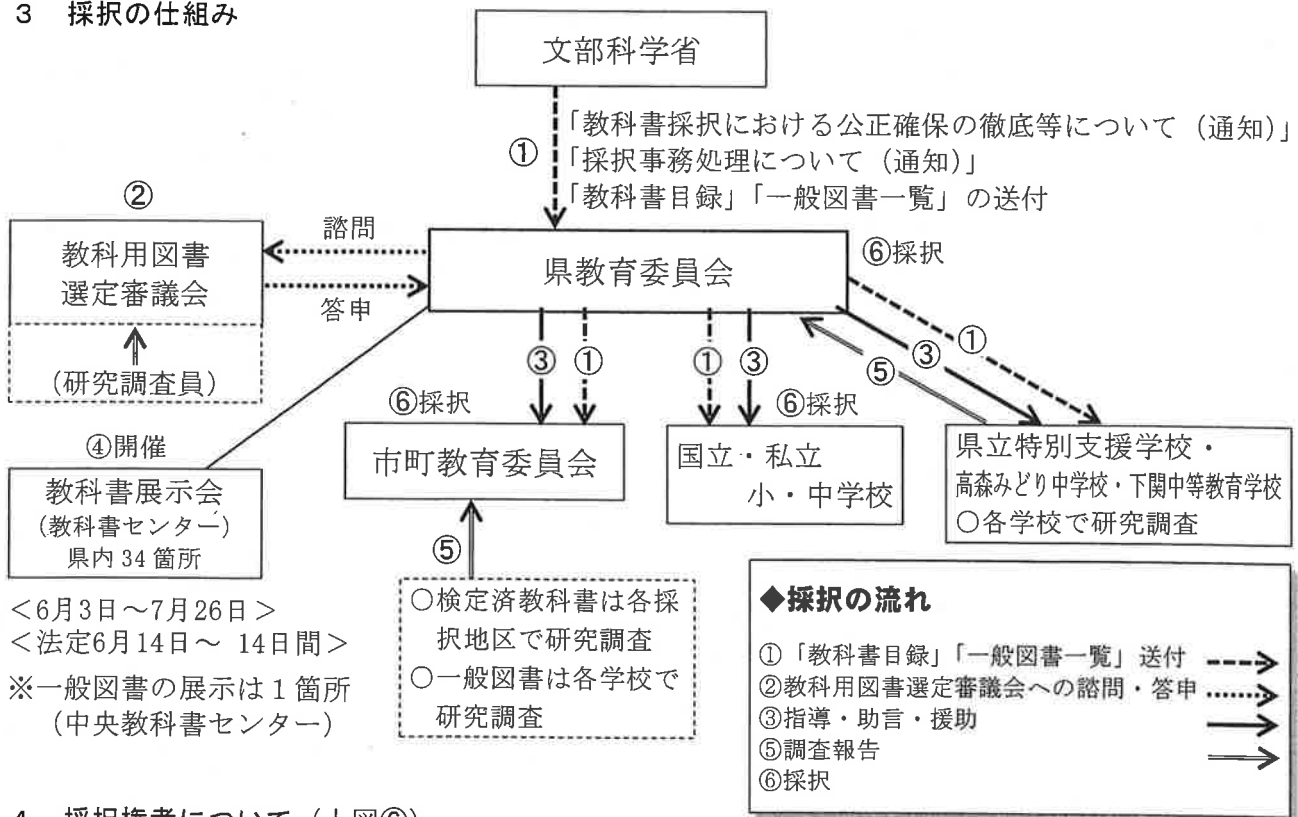
- (1) 文部科学省検定済教科書（検定本） →→→学校教育法第34条等により使用の義務
- (2) 文部科学省著作教科書（いわゆる星本） →→学校教育法第34条等により使用の義務
- (3) (1)(2)以外の一般図書（特別支援学校・学級用）
  - ・特別支援学校及び特別支援学級等において適切な教科書がないときに使用が許される。
  - 通常、知的障害などのための特別な教育課程を編成する児童生徒に対して使用され、絵本などが選ばれることが多い。

### 2 教科用図書の採択替え

- (1) 検定本…原則4年に一度 小学校…前回：平成30年度（道徳以外）、道徳：平成29年度  
中学校…前回：平成27年度、道徳：平成30年度
- (2) 一般図書…毎年（児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選ぶため）
- (3) 採択の周期 ※一般図書を除く

		◎:検定 △:採択 ○使用開始													
学校 種別等区分	年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
	小学校	検定	◎			道徳◎	◎	新◎				◎			
採択			△			道徳△	△	新△				△			
使用開始				○			道徳○	○	新○				○		
中学校	検定		◎			道徳◎	◎	新◎				◎			
	採択			△			道徳△	△	新△				△		
	使用開始				○			道徳○	○	新○				○	

### 3 採択の仕組み



### 4 採択権者について（上図⑥）

- \*市町立小・中学校…学校を設置する市町教育委員会
- \*県立特別支援学校…県教育委員会
- \*県立高森みどり中学校・下関中等教育学校…県教育委員会
- \*国立・私立小・中学校…各学校の校長

